

# 金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定） の見直しに関する検討状況の整理

平成 22 年 8 月 16 日  
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
コメント提出者への質問	6
会計基準(案)	8
金融商品の範囲	8
会計基準(案)の適用範囲	12
金融資産の発生の認識	13
分 類	15
金融資産の分類	15
払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の取扱い	19
その他の複合金融商品の取扱い	24
分類の変更	25
測 定	26
金融資産の当初認識時の測定	26
金融資産の当初認識後の測定	28
分類変更時の測定	34
個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い	37
表 示	38
注記事項	40
検討の背景	41
経 緯	41
金融商品の範囲	46
金融商品の定義	46
デリバティブの定義	48
会計基準(案)の適用範囲	53
会計基準(案)の前提	55
分類及び測定に関する基本的なアプローチ	56

金融資産の発生の認識	57
分類	58
金融資産の分類	58
公正価値の選択肢（いわゆる公正価値オプション）	70
公表される市場価格のない株式の分類	74
複合商品	83
公正価値測定の種類と償却原価測定の種類の間の変更	88
測定	92
株式への投資に関するその他の包括利益での評価差額の認識	92
公表される市場価格のない株式の減損	113
初日の損益	115
個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い	118
表示及び注記事項	124
外貨建取引等会計処理基準への影響	127
<b>適用指針(案)</b>	A1
金融商品の範囲	A1
分類	A2
金融資産を管理する事業モデル	A3
金融資産の契約キャッシュ・フロー特性	A8
契約上リンクしているトランシェの取扱い	A18
公正価値測定の種類と償却原価測定の種類の間の変更	A24
測定	A27
金融資産の当初認識時の測定	A28
金融資産の当初認識後の測定	A30
公表される市場価格のない株式への投資	A32
株式への投資に関するその他の包括利益での評価差額の認識	A36
<b>検討の背景</b>	A37
適用指針(案)の方向性	A37
金融商品の範囲	A39
分類	A40
金融資産を管理する事業モデル	A40
金融資産の契約キャッシュ・フロー特性	A43
契約上リンクしているトランシェの取扱い	A46
測定	A51
公表される市場価格のない株式への投資	A51

参 考（償却原価測定のカ分カ要件に関する事例分析）．．．	B1
付 録（我が国の現行基準、IFRS 第 9 号及び FASB の提案 モデルの比較）	

## 目 的

1. 企業会計基準委員会は、国際会計基準審議会（IASB）との間で合意した「東京合意」（平成 19 年 8 月）の趣旨を踏まえ、プロジェクト計画表に従い、金融商品会計の現行基準の見直しに向けた検討を進めている。本検討状況の整理は、そのプロジェクトの一環として、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及びこれに関連する適用指針の取扱いを見直すにあたり必要な内容を整理することを目的とする。
2. 平成 21 年 5 月に当委員会が公表した「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」では、金融商品会計の範囲（【論点 1】）、金融商品の測定（【論点 2】）、ヘッジ会計（【論点 3】）を論点として掲げた。当委員会のプロジェクトではこれらの論点をいくつかのフェーズに分けており、本検討状況の整理では、【論点 1】のうち金融商品の定義等に関連する金融商品の範囲、及び【論点 2】のうち金融資産の分類及び測定（減損（貸倒引当金又は貸倒損失）を除く。）を扱っている。
3. 本検討状況の整理は、公開草案の文案に近い形で会計基準等の方向性を示すものである。金融資産の分類及び測定に関しては、IASB が平成 21 年（2009 年）11 月に公表した国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）とのコンバージェンスを念頭に置いているが、会計基準（案）及び適用指針（案）に分けて内容を整理する中で、それらを我が国の会計上の取扱いとして受け入れるにあたり検討すべき観点を提供している。
4. 本検討状況の整理で扱っている内容が成案となる際に、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）など、既存の会計上の取扱いに影響を及ぼす可能性がある<sup>1</sup>。現段階では減損やヘッジ会計を含め、国際的に金融商品会計全体の議論が行われていることから、本検討状況の整理では、金融商品の範囲、金融資産の分類及び測定について改訂内容の方向性を示すことにとどめ、既存の会計上の取扱いを残して一部改訂を提言するか、全面的に新たなものを開発するかは判断していない。
5. 資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては、既存の会計基準と同様に、ここでの取扱いを優先して適用することを想定している。

## コメント提出者への質問

6. 本検討状況の整理は、前述のとおり、特に金融資産の分類及び測定に関して、IFRS

<sup>1</sup> 金融商品に関する会計上の取扱いについては、第 41 項を参照いただきたい。なお、本検討状況の整理で扱っている内容が成案となる際には、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」を始めとする外貨建取引関係の会計上の取扱いにも影響を及ぼす可能性があるが、想定される影響については第 127 項から第 130 項を参照いただきたい。

第 9 号を基礎としており、金融資産を管理する事業モデルとその契約キャッシュ・フロー特性に基づいて、償却原価測定又は公正価値測定のいずれかの分類とすることとしている。また、一定の金融資産に対しては、評価差額をその他の包括利益に認識する指定を許容することとしている。

7. このように IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを図っていく場合であっても、一部の事項について一層の検討を要するとの意見もある。当委員会では、今後の審議の参考とするため、そうした事項のうち特に重要と考えられる点を次のような質問として掲げることとした。なお、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問に回答いただく必要もない。コメントや回答にはそのように考える理由も具体的に記載いただきたい。

(質問 1) 公表される市場価格のない株式への投資の分類 (第 18 項及び第 74 項から第 82 項参照)

第 18 項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案 (【案 1】) 及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案 (【案 2】) の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(質問 2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクル (第 31 項及び第 96 項から第 103 項参照)

第 31 項では、第 30 項ただし書きの指定を行った場合 (一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合) において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない (リサイクルを行わない) 案 (【案 A】) と、純損益に認識する (リサイクルを行う) 案 (【案 B】) の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(質問 3) 外貨建取引等会計処理基準への影響 (第 127 項から第 130 項参照)

平成 11 年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第 128 項から第 130 項では、会計基準 (案) で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

(質問 4) 適用指針 (案) の改善の方向性 (A38 項参照)

適用指針 (案) は、IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38 項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘があ

りますが、どのように考えますか。適用指針（案）について、さらに改善が必要な点がありますか。

## 会計基準（案）

### 金融商品の範囲

8. 金融商品は、次のように定義することが考えられる。すなわち、金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約（株式その他の出資持分に関する契約）である。
9. 金融資産は、次のように定義することが考えられる。すなわち、金融資産とは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資持分に関する権利である。このような金融資産には、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式、出資証券及び公社債等の有価証券並びにデリバティブ取引により生じる正味の債権が含まれる。
10. 金融負債は、次のように定義することが考えられる。すなわち、金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務である。このような金融負債には、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務が含まれる。
11. デリバティブは、次の要件により定義することが考えられる。すなわち、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である。このようなデリバティブ取引には、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引が含まれる。
  - (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する 基礎数値を有し、かつ、想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
  - (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ必要となる当初純投資が少ない。
  - (3) 将来決済される。

### 会計基準（案）の適用範囲

12. 本検討状況の整理における会計基準（案）の適用範囲は、第 2 項でも触れているとおり、金融資産とする。

## 金融資産の発生の認識

13. 本検討状況の整理において、金融資産の発生の認識は現行のとおりとし、特段の検討は行わない。
14. 金融資産の発生を認識する際、第 15 項に従って分類を決定するとともに、第 26 項及び第 27 項に従って測定することが考えられる。

## 分類

### 金融資産の分類

15. 金融資産は、当初認識後の測定により、原則として、次のとおり分類することが考えられる。すなわち、次の両方の要件を満たす場合に、当初認識後、償却原価<sup>2</sup>で測定するものとして分類する。それ以外の場合は、公正価値で測定するものとして分類する。
  - (1) 契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的を有する事業モデルに基づいて、資産が保有されている（金融資産を管理する事業モデルの要件）。
  - (2) 金融資産の契約条件により特定の日キャッシュ・フローが生じ、そのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる（金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の要件）。
16. 前項(2)の利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価となるものとして考えられる。
17. 第 15 項にかかわらず、金融資産を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定することを許容することが考えられる。その条件として、このような指定を通じて、資産若しくは負債の測定、又は資産若しくは負債に関する

---

<sup>2</sup> 償却原価とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減した金額をいう。この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。

なお、IASB からは、減損の新たな取扱いの提案に関連して、以下のような新たな償却原価の定義が提案されている（IASB 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」B1 項）。すなわち、償却原価とは、金融資産又は金融負債が当初認識時に測定される金額で、時の経過とともに以下のように調整されるものをいう。

- (1) 元本の返済を減額
- (2) 当初金額と満期金額との差額について実効金利を使った償却累計額を加算又は減算
- (3) 予想キャッシュ・フローを各測定日において（例：期限前償還又は回収不能性について）再評価したことによる影響から生じる追加額又は減少額を加算又は減算

当初測定を上記で定められるように調整すると、それぞれの測定日の実効金利を用いて割り引いた、金融商品の残存期間にわたる予想キャッシュ・フローの現在価値である帳簿価額が算定される。

純損益の認識に生じる不整合（いわゆる会計上のミスマッチ）が、取り除かれる又は大幅に削減される場合に限ることが考えられる。

18. 株式への投資については、第 15 項に従えば、通常は公正価値で測定するものとして分類することとなるが、公表される市場価格のない株式の分類については、次の案が考えられる。

**【案 1】**

第 15 項に従い、公正価値で測定するものとして分類する。なお、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合等について、適用指針(案)A32 項から A35 項も参照する。

**【案 2】**

第 15 項の償却原価測定、公正価値測定の分類に、取得原価測定の分類を追加する。すなわち、公表される市場価格のない株式について、公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、第 15 項にかかわらず、取得原価で測定するものとして分類する(第 33 項参照)。

**払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の取扱い**

**( 転換社債型新株予約権付社債の取得者側の会計処理 )**

19. 転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず一体として処理することが考えられる。また権利を行使したときは、株式に振り替えることが考えられる。
20. 当該金融資産全体を一体として扱うため、第 15 項により、公正価値で測定するものとして分類されると考えられる。

**( 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得者側の会計処理 )**

21. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分して処理することが考えられる。
22. 社債の対価部分及び新株予約権の対価部分それぞれに対して、第 15 項から第 17 項を適用することが考えられる。
23. 新株予約権付社債を区分する方法には次の方法が考えられる。
- (1) 社債及び新株予約権の払込金額又はそれらの合理的な見積額の比率で配分する方法
  - (2) 算定が容易な一方の対価を決定し、これを払込金額から差し引いて他方の対価を算定する方法
  - (3) 社債及び新株予約権に市場価格がある場合に、その比率により区分する方法

## その他の複合金融商品の取扱い

24. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債に区分せず一体として処理することが考えられる。特に、デリバティブが組み込まれた複合金融商品の組込対象が現物の金融資産の場合、第 15 項から第 17 項を複合金融商品全体に対して適用することが考えられる。

## 分類の変更

25. 企業が金融資産を管理する事業モデル（第 15 項(1)参照）を変更した場合、影響を受ける金融資産の分類をすべて、第 15 項に従い変更しなければならないとすることが考えられる。この場合の分類変更日は、事業モデル変更の翌事業年度の期首とすることが考えられる。

## 測定

### 金融資産の当初認識時の測定

26. 金融資産の当初認識は、当該金融資産の公正価値により測定することが考えられる。また、償却原価で測定するものとして分類される金融資産（第 15 項参照）について、取得時における付随費用（支払手数料等）は取得した金融資産の取得原価に含めることが考えられる。
27. 経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得原価に含めないことができるとすることが考えられる。

### 金融資産の当初認識後の測定

28. 金融資産の当初認識後、第 15 項の分類及び第 17 項の指定に従って、償却原価又は公正価値で測定することが考えられる。
29. 償却原価で測定するものとして分類する金融資産に対しては、減損（貸倒引当金又は貸倒損失）の定めを適用することが考えられる。当該金融資産に生じる利益又は損失は、消滅の認識時、減損（貸倒引当金又は貸倒損失）の計上時、第 35 項に従った分類変更時において、また、償却プロセスを通じて純損益に認識する。
30. 公正価値で測定するものとして分類する金融資産の評価差額は純損益で認識することが考えられる。  
ただし、株式への投資に関しては、公正価値の変動により利益を得ることを目的とする（売買目的）場合を除き、評価差額をその他の包括利益で認識するとの指定を許容することが考えられる。この場合の指定は、当初認識時に行い、その後、取消不能とすることが考えられる。
31. 第 30 項ただし書きの指定を行う場合、その他の包括利益に認識された金額のその後

の取扱いについて次のとおりとすることが考えられる。

**【案 A】**

その他の包括利益に認識された金額は、その後純損益に認識しない。これに係る株式への投資について売却等により消滅を認識する場合には、その他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替える。

**【案 B】**

その他の包括利益に認識された金額は、これに係る株式への投資について売却等により消滅を認識する時点で、純損益に認識する。この場合、公正価値が著しく下落したときは回復する見込があると認められる場合を除き、評価差額を損失として処理する。

32. 第 30 項ただし書きの指定を行う場合、投資原価の一部回収の場合を除き、当該株式に関する配当収入は純損益に認識することが考えられる。
33. 第 18 項【案 2】で、取得原価で測定するものとして分類する株式への投資は、取得原価で測定し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理することが考えられる（なお、実質価額を用いることの問題については第 113 項及び第 114 項を参照）。

**分類変更時の測定**

34. 第 25 項に従って金融資産の分類を変更する場合、企業は分類変更日から将来に向かって分類の変更を適用することが考えられる。
35. 第 25 項に従って金融資産の分類を変更した結果、金融資産を公正価値で測定するものとして分類する場合、当該金融資産は分類変更日における公正価値で測定し、従前の帳簿価額と当該公正価値との差額は純損益に認識することが考えられる。
36. 第 25 項に従って金融資産の分類を変更した結果、金融資産を償却原価で測定するものとして分類する場合、分類変更日の公正価値を当該金融資産の新たな帳簿価額とすることが考えられる。

**個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い**

37. 個別財務諸表において、子会社株式及び関連会社株式は、当初認識後、取得原価で測定することが考えられる。また、減損について、(1)第 31 項【案 B】と同様に、公正価値が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、評価差額を損失として処理するか、又は、(2)第 33 項の場合と同様に、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理することが考えられる。

## 表 示

38. 償却原価で測定するものとして分類する金融資産の消滅の認識時の利益又は損失は、独立して掲記することが考えられる。
39. 第 25 項に従って金融資産の分類を変更した結果生じる利益又は損失は、独立して掲記することが考えられる。

## 注記事項

40. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の公正価値等に関する事項（金融商品会計基準第 40 - 2 項）に、次の注記事項を追加することが考えられる。
  - (1) 第 30 項ただし書きの指定を行った金融資産について、次の事項
    - 指定を行った金融資産の概要
    - この指定を行った理由
    - 銘柄別の期末の公正価値
    - 認識した配当収入額（当事業年度中に消滅を認識した分と期末に保有している分に分ける。）
    - 利益剰余金に振り替えたその他の包括利益累計額と振替の理由（第 31 項【案 A】の場合）
    - 処分を行った金融資産について次の事項
      - ア. その理由
      - イ. 消滅の認識時の金融資産の公正価値
      - ウ. 処分時のその他の包括利益累計額
  - (2) 第 25 項に従って金融資産の分類を変更した場合について、次の事項
    - 分類変更日
    - 事業モデルの変更の詳細と財務諸表への影響に関する定性的説明
    - 振り替えられた金額
    - 分類を変更した結果、金融資産を償却原価で測定するものとして分類する場合（第 36 項参照） 次の事項
      - ア. 分類変更日に決定した実効金利
      - イ. 認識した利息収益又は費用開示は、当該金融資産の残高がなくなるまで継続する。
    - 前事業年度以前に分類を変更し、その結果、金融資産を償却原価で測定するものとして分類する場合、次の事項
      - ア. 期末の公正価値
      - イ. 分類の変更がなかったと仮定した場合に当事業年度で認識される純損益

- (3) 償却原価で測定するものとして分類する金融資産について、消滅を認識する理由及びその時点で認識される利益又は損失の分析
- (4) 第 17 項に従って、金融資産を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定する場合、次の事項
- 指定を行った金融資産の性質
- 第 17 項の指定の条件をどのように満たしているか
- 指定した金融資産が、仮に第 15 項に従い償却原価で測定するものとして分類するものであった場合、次の事項
- ア. 期末の信用リスクの最大エクスポージャー
- イ. クレジット・デリバティブ又はそれに類似する金融商品が、上記の最大エクスポージャーを削減している金額
- ウ. 信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額（当事業年度分及び累積分）
- エ. クレジット・デリバティブ又はそれに類似する金融商品の公正価値の変動額（指定を行った以降について、当事業年度分及び累積分）

## 検討の背景

### 経緯

41. 我が国における金融商品に関する会計基準等としては、当委員会から金融商品会計基準が、日本公認会計士協会から金融商品実務指針及び「金融商品会計に関する Q&A」が公表されている。また、これらの他、金融商品会計を巡る実務上の諸問題等に対応するために、当委員会から、次の適用指針等が公表されている。

公表時期	表題
平成 14 年 10 月	実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成 15 年 2 月	実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」
平成 15 年 3 月	実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」
平成 15 年 9 月	実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成 18 年 3 月	企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本

公表時期	表 題
	を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」
平成 19 年 4 月	企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
平成 20 年 3 月	企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
平成 20 年 10 月	実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
平成 20 年 12 月	実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成 22 年 3 月末に適用期間満了)
平成 21 年 4 月	実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」

42. 一方、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、平成 18 年 (2006 年) 2 月に公表した会計基準のコンバージェンスに向けた作業計画 (MoU) の中で金融商品会計に関する現行基準の見直しを取り上げ、従来から、見直しに向けた作業を進めてきている。特に、昨今の金融危機への対応の一環として主要 20 개국・地域 (G20) 首脳会合から要請を受けたこと等を踏まえ、その検討を加速している。IASB は、この見直し作業を大きく 4 つ (金融資産の分類及び測定、金融負債の分類及び測定、減損 (貸倒引当金又は貸倒損失) ヘッジ会計) に分割し、最初のフェーズである金融資産の分類及び測定については平成 21 年 (2009 年) 11 月に IFRS 第 9 号を、2 つ目のフェーズである金融負債の分類及び測定については平成 22 年 (2010 年) 5 月に公開草案を、3 つ目のフェーズである減損 (貸倒引当金又は貸倒損失) については平成 21 年 (2009 年) 11 月に公開草案の公表を行った。また、最後のフェーズであるヘッジ会計について、平成 22 年 (2010 年) 第 3 四半期までに公開草案の公表を予定している。FASB においても、分類及び測定、減損 (貸倒引当金又は貸倒損失) ヘッジ会計を包括する公開草案「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) 並びに金融商品 (Topic 825) : 金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」(以下「FASB 公開草案」という。) を平成 22 年 (2010 年) 5 月に公表している。
43. 当委員会は IASB との間で合意した「東京合意」(平成 19 年 8 月) の趣旨も踏まえ、プロジェクト計画表に従い、金融商品会計の現行基準の見直しに向けた検討を進めている。平成 21 年 5 月には「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表したが、本検討状況の整理は、当該論点整理に対する意見を踏まえるとともに、その後 IASB 及び FASB の議論が進む中で論点整理公表時から大きく環境が変化していることも考慮して、金融商品の範囲、金融資産の分類及び測定に関して検討の中間段階においてその

方向性を示すものとして公表している。なお、FASB から公表された公開草案の分類及び測定モデルは、原則として金融商品をすべて公正価値で測定するものであり、IFRS 第 9 号のように、償却原価と公正価値を基礎とするモデルと必ずしも同じものではなく、今後、IASB のモデルとの間で差異が残る可能性もある（IFRS 第 9 号と FASB 公開草案での提案との異同については付録を参照）。東京合意の趣旨を踏まえれば、当委員会は IFRS とのコンバージェンスに向けて努力することとなるが、その際、IFRS と米国会計基準との最終的な差異が当委員会の IFRS とのコンバージェンスにどのような影響を及ぼすかも考慮していくこととなる。

44. 平成 22 年 4 月に更新したプロジェクト計画表では、金融負債に関する分類及び測定について、平成 22 年第 3 四半期に論点整理又は検討状況の整理の公表を予定している。また、平成 23 年上期に、分類及び測定、減損（貸倒引当金又は貸倒損失）、ヘッジ会計を包括する公開草案を公表するとしているが、減損（貸倒引当金又は貸倒損失）及びヘッジ会計については、その間に検討状況の整理を公表することも検討することとしている。
45. 我が国の金融商品会計基準で扱っている金融商品の消滅の認識（認識の中止）については、IASB 及び FASB の MoU 項目の独立項目として取り上げられていることから、当委員会でも金融商品会計の現行基準の見直しプロジェクトとは別に扱っている<sup>3</sup>。

## **金融商品の範囲（第 8 項から第 11 項）**

### **金融商品の定義（第 8 項から第 10 項）**

46. 金融商品の定義は、IFRS とほぼ同様であることから、当面、現行の取扱いを維持することが考えられる。ただし、IASB における資本の特徴を有する金融商品プロジェクトの影響を受ける金融負債の定義等については、同プロジェクトの動向にも留意する必要がある。
47. また、金融資産及び金融負債の定義は、現行では、範囲の明確化のため、金融商品会計基準において商品名の列挙により行われ、金融商品実務指針において定義が補足されているが、この関係を逆転させ、より原則ベースの基準とすることが考えられる。

### **デリバティブの定義（第 11 項）**

48. デリバティブの定義については、金融資産及び金融負債の定義と同様に、現行の商品名の列挙によるものから特徴に焦点を当てたものとすることが考えられる。
49. 純額決済性の要件の削除については、IFRS に合わせる方向で検討することが考えら

---

<sup>3</sup> IASB は、平成 21 年(2009 年)5 月に金融資産の認識の中止に関する改訂公開草案を公表し、それに対するコメントを受けて提案モデルの再検討を進めていた。しかし、平成 22 年(2010 年)6 月の MoU 項目全体の見直しの中で、これまでの方針を転換し、当面は開示事項の改善を進めるとともに、今後の改善やコンバージェンスに向けて追加的な調査・分析を行うこととしている。

れる。純額決済には、それが可能な状況も含まれており、多くの場合で、現行の我が国の会計基準と IFRS との間でデリバティブの範囲は重なると考えられる。ただし、金融商品同士の交換による場合で、その金融商品に純額決済を担保する市場が存在しない場合には、相違が生じることとなる。

50. 論点整理に対するコメントでは、このような相違が生じるケースとして次のケースが例示されており、実務的な影響が乏しいとは考えられないとの見解が示されていた。
  - 市場性のない金融商品を基礎商品とするデリバティブ（非上場株式を基礎商品とするオプション）
  - 純額決済されないクレジット・デリバティブ類似取引
51. 純額決済性の要件については、コメントでは概ね、今後の検討を支持する方向であり、一部は、純額決済性の削除を求めていた。その変更に伴う実質的な影響は乏しいとは言えないが、コンバージェンスの観点から IFRS に合わせる事が考えられる。
52. デリバティブの定義に関連して、クレジット・デリバティブと金融保証契約の違いを明らかにすべきとの意見があった。この点、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）では、クレジット・デリバティブと金融保証契約との違いを例示で示しており、特徴をもって示すことはしていないが、IAS 第 39 号の例示を取り込むことで両者の違いをより明確にすることは考えられる。例えば、信用度に関連した保証の中には、支払の前提条件として、期限の到来時点で保証した資産に関して債務者の不履行リスクに晒され、それによる損失が保有者に生じることを要求しないものや、個々の信用格付けや信用指数の変動に対応して支払の義務が生じるものがあり、これらは、IAS 第 39 号における金融保証契約ではないとされている。

### 会計基準（案）の適用範囲（第 12 項）

53. 本検討状況の整理では、IFRS 第 9 号に対応した会計上の取扱いを示す観点から、金融資産の分類及び測定に係るものについて議論することとしている。金融負債については、別途、論点整理又は検討状況の整理を公表することを予定している（第 44 項参照）。
54. IASB においては、金融危機の最中、金融商品会計の適用範囲について特段の問題は生じていないとの認識から、IFRS 第 9 号では IAS 第 39 号の適用範囲を踏襲している。このため、本検討状況の整理においても、会計基準（案）の適用範囲を現行のとおりとしている。今後、IASB において包括的な見直しが行われる場合には、その中に適用範囲の見直しが含まれる可能性がある。

### 会計基準（案）の前提

55. 会計基準（案）は、当委員会が平成 22 年 6 月に公表した企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 6 項における包括利益及びその他の包括利益の取

扱いを前提としている。

## 分類及び測定に関する基本的なアプローチ

56. 金融資産の分類及び測定に関して、本検討状況の整理では IFRS 第 9 号の分類モデルを基礎とした場合に問題となる事項を検討するアプローチを採用している。このため、分類及び測定に関する提案は、一部を除いて、IFRS 第 9 号の取扱いを基礎としている。これは次の理由による。

- (1) IASB において、当委員会からのコメントも含む様々な意見を検討し議論を経て IFRS 第 9 号が確定した経緯を考慮した。
- (2) IFRS 第 9 号の分類モデルは、原則として 2 区分が採用されるなど、従来の分類モデルと比較して簡素化が図られている。また、事業モデルを考慮した混合測定属性モデルであり、基本的な方向性は支持できると考えられる。
- (3) IFRS 第 9 号は基本的な測定を償却原価と公正価値としており、FASB の提案が公正価値を基本的な測定に据えているのとは異なっている。しかしながら、FASB の提案において評価差額をその他の包括利益とするか否かの要件は、IFRS 第 9 号の償却原価の要件に類似している。すなわち、両者は、公正価値を貸借対照表上で表示するか否かの違い等はあるとしても、大きな方向性は同じと見られる。このため、今後、IASB と FASB の方向性に変化が生じることはあまり予想されない。

## 金融資産の発生の認識（第 13 項及び第 14 項）

57. 金融資産の発生の認識については、第 13 項のとおり、本検討状況の整理では取り扱わないこととしている。現行では、金融資産の契約上の権利を生じさせる契約を締結したときに、原則として、当該金融資産の発生を認識するとされている。ただし、商品の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する。

## 分類（第 15 項から第 25 項）

### 金融資産の分類（第 15 項及び第 16 項）

58. IASB は、平成 21 年（2009 年）7 月に公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」（以下「IASB 公開草案」という。）において、金融商品を、主に償却原価で測定するものと公正価値で測定するものの 2 つに分類する混合測定属性アプローチを提案した。償却原価の測定については、特定の要件（「基本的な貸付金の特徴」及び「契約金利に基づく管理」）が満たされた場合とすることを求めていた。
59. この提案に対して、ほとんどのコメントは、混合測定属性アプローチを支持し、金融資産の測定方法の決定に関する 2 つの要件が必要という点に同意した。当委員会からのコメントでも 2 要件により償却原価を分類する提案を概ね支持した。コメントで

の指摘の多くは、2つの要件を考慮する順序と、その適用方法であった。その後、要件の考慮の順序の変更や適用指針の拡充を経て最終基準に至っているが、IASB 公開草案での基本的な考え方はそのまま引き継がれている。

IASB 公開草案	IFRS 第9号
基本的な貸付金の特徴	契約キャッシュ・フロー特性の要件
契約金利に基づく管理	事業モデルの要件

60. IASB は、IFRS 第9号が次の点から、財務諸表利用者の理解向上と IAS 第39号の複雑性低減に寄与するとしている。
- (1) 分類の数を減少させ、償却原価と公正価値のいずれで測定するかについて明確な論拠を定めている。
  - (2) 数々の分類に付随する異なる減損方法を単一にしている。
  - (3) 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価する際に目的適格的で有用な情報を提供できるように、金融資産の測定属性を、企業がその金融資産を管理する方法（事業モデル）及び契約キャッシュ・フロー特性と一致させている。
61. IASB 公開草案では、償却原価測定の要件に該当する金融資産のうち、IAS 第39号の貸付金及び債権に該当しないものについて、公正価値を表示する代替案及びそのバリエーションも示されたが、特段の支持はなく追加検討されなかった。また、これ以外にも複数の分類アプローチが検討されたが、いずれも棄却された。
62. 本検討状況の整理は、これらの経緯や第56項を踏まえ、IFRS 第9号を基礎として、主な分類を償却原価で測定するもの（償却原価測定の分類）及び公正価値で測定するもの（公正価値測定の分類）の2つとする混合測定属性アプローチを採用し、償却原価測定を適用する金融資産を、金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の2要件により分類することが考えられるとしている（第15項参照）。

#### （金融資産を管理する事業モデル）

63. IASB 公開草案では、契約キャッシュ・フローの回収が起り得る実際のキャッシュ・フローを主に生じさせているかどうかという企業の事業モデルが契約キャッシュ・フローの予測の質に影響するとして、償却原価の分類の要件の1つとして「契約金利に基づいて管理されている」との要件を提案した。IASB は IASB 公開草案に対するコメントを受けて、同様の内容を意図した当時の FASB の暫定アプローチの文言を用いてこの要件を明確化した。すなわち、企業の事業モデルの目的が契約キャッシュ・フローを

回収するために金融資産を保有することである場合にのみ、金融資産を償却原価で測定することとした。

64. なお、当時 FASB が公表していた暫定アプローチでは、企業の事業モデルの目的が契約キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することについて、「金融商品に関する企業の事業戦略は、個別の金融商品に対する企業の意図に基づいてではなく、企業が金融商品をどのように管理しているかということに基づいて評価される。企業は、契約期間に相当する長期にわたり、類似の金融商品を高い比率で保有していることも証明する。」との説明も示しており<sup>4</sup>、IASB はこの文言を取り入れるか検討した。しかし、満期保有目的の債券と同様の線引きをもたらす可能性があることから IFRS 第 9 号では取り入れられていない。

#### **(金融資産の契約キャッシュ・フロー特性)**

65. IASB 公開草案は、基本的な貸付金の特徴を持つ金融商品のみ償却原価で測定されることを提案していた。「基本的な貸付金の特徴を有する」とは、契約条件によって、元本及び元本残高の利息の支払に限られるキャッシュ・フローが特定の日を生じることという。IASB は、償却原価で測定される金融商品に対して実効金利法を用いることの目的は、関連する期間に利息収益又は利息費用を割り当てることであり、もし、利息が貨幣の時間価値及び金融資産の発行者や金融資産自体に付随する信用リスクへの対価を表さないのであれば、実効金利法は適切な方法でないとしている。
66. IASB 公開草案に対するコメントの大半は、提案のように契約条件が分類に反映されることは賛成したが、「基本的な貸付金の特徴」という名称に反対し、また、この原則を特定の金融資産にどのように適用するかについて更なるガイダンスを要請した。これらを受けて、IASB は、契約キャッシュ・フローの特性が分類にどのように影響するかを明確化し、例示を改善した (A43 項及び A44 項参照)。

#### **(償却原価測定のカテゴリの金融資産の売却)**

67. 現行の満期保有目的の債券では、満期までに売却又は保有目的区分の変更を行った場合、その後 2 事業年度の間、満期保有目的の債券のカテゴリを設けることができないとする定めがあり、国際的には、テインティング・ルールと呼ばれている。IASB では、IASB 公開草案を公表するにあたり、償却原価で測定するものとして分類する金融資産について、このテインティング・ルールと同様に、以前、売却や分類を変更したことがある場合に、償却原価測定のカテゴリを禁じるかどうかを検討した。しかし、IFRS 第 9 号では、金融資産を管理する企業の事業モデル及び当該金融資産の契約キャッシュ・

<sup>4</sup> FASB 公開草案では、「金融商品に関する企業の事業戦略は、個別の金融商品に対する企業の意図に基づいてではなく、企業が金融商品をどのように管理しているかということに基づいて評価する。その事業戦略は、契約期間の相当の部分保有するものでなければならない。」(同公開草案第 22 項)とされており、表現ぶりに変更が見られる。

フロー特性に基づいた分類は測定に関する明確な論拠を示すものであること、テイティング・ルールと同様の定めを設けることによって適用上の複雑性が増すことなどを勘案し、このような取扱いを設けないこととした。

68. IFRS 第 9 号のアプローチは、償却原価測定のカテゴリの金融資産をすべて満期まで保有することを想定するアプローチではない。しかし、その反面、途中で売却の影響を理解できるように、償却原価測定のカテゴリの金融資産の消滅の認識から生じるすべての利益又は損失を区分して表示することが求められ、そうした利益又は損失の分析を、金融資産の消滅を認識した理由と併せて開示するように求められている。
69. 当委員会の議論では、償却原価測定のカテゴリにこのテイティング・ルールと同様の取扱いを設けるか検討すべきとの意見があった。この点、IFRS 第 9 号がテイティング・ルールを設けなかった趣旨や、テイティング・ルールの結果、要件に照らして適切に分類できなくなることを踏まえ、本検討状況の整理では、テイティング・ルールを設けない IFRS 第 9 号の取扱いを基礎としている。また、IFRS 第 9 号に合わせて表示及び注記事項の定めを設けることとしている（第 38 項、第 40 項(3)、第 124 項及び第 125 項参照）。

#### **公正価値測定を選択肢（いわゆる公正価値オプション）（第 17 項）**

70. IFRS 第 9 号では、事業モデル及び契約キャッシュ・フロー特性の 2 要件にかかわらず、公正価値で評価し、評価差額を純損益とする選択肢が設けられており（いわゆる公正価値オプション）、当初認識時に指定しその後の取消しは認められないこととされている。その要件を、このような指定を行わなければ資産若しくは負債の測定、又は資産若しくは負債に関する純損益の認識を異なる基準で行うことによって生じるであろう測定又は認識に関する不整合（いわゆる会計上のミスマッチ）が、その指定を行うことによって取り除かれる又は大幅に削減されることとしている。
71. IAS 第 39 号では、これ以外に、2 つのいずれかの要件（(a)公正価値で業績が評価、管理されている、(b)デリバティブが組み込まれている）に該当する場合でも金融資産全体に公正価値オプションを適用することが可能だが、IFRS 第 9 号のカテゴリによればこれらの要件は不要となるため、廃止されている。IASB では、IFRS 第 9 号の開発にあたりこのような要件の改訂について検討は行ったが、公正価値オプションそのものの要否についての根本的な検討は行っていない。
72. 公正価値オプションは、会計上のミスマッチを解消し複雑な測定を簡素化するとの利点があり、これを支持する意見がある一方で、論点整理に対するコメントでも指摘されたように、採用される分類モデルと異なる測定が恣意的に選択される懸念がある。ただし、こうした懸念に対しては、IFRS 第 9 号の公正価値オプションは、恣意性を排除するため、会計上のミスマッチ解消の適格要件、当初認識時の指定及び事後の取消禁止など、その自由度を制限する取扱いが設けられている。

73. これまで当委員会は公正価値オプションに必ずしも肯定的ではなかったが、公正価値オプションの利点や欠点、また、その欠点を是正するための対応等を総合的に勘案すると、この点に関するコンバージェンスを否定する程のものではないとも考えられることから、本検討状況の整理においては、IFRS 第 9 号と同様に、会計上のミスマッチの解消又は大幅な削減を要件として、この指定を認めることとしている。しかしながら、IASB では、現在行われているヘッジ会計の議論の中で公正価値オプションの要件を再検討する可能性が示唆されていることや、金融負債について、現在、公正価値オプションの取扱いの見直しが進められていることから、国際的な動向も視野に入れながら引き続き検討することが考えられる。

### 公表される市場価格のない株式の分類（第 18 項）

74. 事業モデル及び契約キャッシュ・フロー特性の 2 要件により償却原価測定のカテゴリ又は公正価値測定のカテゴリのいずれかを決定するモデルに従う場合、通常の株式への投資は公正価値測定のカテゴリとすることが想定される。これは、公表される市場価格のない株式への投資についても同様であり、市場価格のない株式を取得原価で測定する我が国の現行の実務と異なる。
75. IAS 第 39 号においては、活発な市場における相場価格がなく、その公正価値が信頼性をもって測定されない資本性金融商品<sup>5</sup>（及びそうした金融商品に連動するデリバティブ。以下第 77 項まで同じ。）への投資について、公正価値測定の例外が定められており、取得原価で測定し、減損を考慮することとされている。一方、IASB 公開草案では、次の理由からこうした例外を設けず資本性金融商品すべてを公正価値で測定することが提案された。
- (1) 資本性金融商品とデリバティブに関しては、公正価値が最も目的適合的な情報を提供する。
  - (2) 減損のモニターが不要となる。また、IAS 第 39 号における減損損失の測定は公正価値の決定と類似している<sup>6</sup>。
  - (3) 例外が不要となるので複雑性がなくなる。公正価値測定で統一されることで減損の定めが不要となる。
76. 当委員会は、当該提案に対して、次のようにコストの増加に見合う便益が得られないとして反対している。
- (1) 資本性金融商品への投資の評価手法は開発が進んでいるとの主張はあるが、そ

<sup>5</sup> IAS 第 32 号「金融商品：表示」に定義があり、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約であるとされる。我が国の株式は概ねその範囲に入るものと考えられる。現在、IASB では、金融商品の負債と資本の区分を見直すプロジェクトを進めているところである。

<sup>6</sup> IAS 第 39 号では、帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値との差額で減損損失を認識する。

うした商品の評価は本質的に投資先の事業そのものの不確実性を含むものであり、取引価格を模倣できるような信頼性の高いものとするのは困難な場合が多いと考えられる。公正価値が最も目的適合的な情報を提供するとの主張は測定に信頼性がない場合にはあてはまらず、むしろ、情報利用者を誤導する恐れがあり、特に、契約キャッシュ・フローが定まっていない資本性金融商品はその可能性が高い。取得原価の測定は最善でないとしても、楽観的過ぎる見込みを規律する効果を持っている。

(2) 一般株主にはキャッシュ・フロー見積りの基礎となる事業計画等の証拠を入手することは容易と考えられない。評価手法を適用する場合の情報入手コスト、実際の適用コスト、投資家及び監査人に対する説明負担が増加するが、そのコストは減損のモニターコストをはるかに上回る。

77. これと同様に、公正価値測定の信頼性と有用性及び経常に公正価値を測定することに伴うコストと困難を理由に、IAS 第 39 号の例外の削除に同意しないコメントが多数寄せられた。こうしたコメントを受けて、IASB では、取得原価が公正価値を表すことになり得る状況を示す追加のガイダンスを設けた（A51 項参照）。このため、IFRS 第 9 号では、活発な市場における相場価格がなく、その公正価値が信頼性をもって測定されない資本性金融商品への投資は、公正価値で測定するという原則を維持しつつ、その適用上、取得原価があり得る取扱いとなっている。

78. 我が国では、平成 20 年の金融商品会計基準の改正により、「時価を把握することが極めて困難」との考え方を導入し公正価値での測定の範囲が広がられたが、公表される市場価格のない株式については、将来キャッシュ・フローが約定されるような一部の種類株式を除いて、実質的に、従前の取扱いが維持されている。本検討状況の整理では、公表される市場価格のない株式への投資の分類はコンバージェンス上の重要な問題の 1 つであると認識し、特段の方向性を設けず、IFRS 第 9 号を基礎として公正価値で測定する案（第 18 項【案 1】）及び現行の IAS 第 39 号と同様に、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定する案（第 18 項【案 2】）を示すこととしている。これを通じて、この点についてコンバージェンスを図るべきか否か、コンバージェンスを進めるとした場合にどのように関係者の懸念を取り除くことが可能かについて問いかけることとしている。

79. 第 18 項【案 1】はコンバージェンスを意図したものだが、第 18 項【案 2】も、IFRS による適用と我が国会計基準の適用の差異が小さくなることを意図して、現行の IAS 第 39 号の取扱いを踏まえて「公正価値を信頼性をもって測定できない場合」との条件を付している。我が国では、「市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしない」（金融商品実務指針第 63 項）と扱われているが、「公正価値を信頼性をもって測定できる」とは我が国の会計基準のような市場での売買の有無を規準とするものでなく、

IAS 第 39 号の適用指針にあるように、合理的な公正価値の見積額の範囲での変動性が当該金融資産にとって重要でない、又は、その範囲内におけるさまざまな見積値の確率が合理的に評価でき公正価値の見積りに使用できる場合を意図している。

80. 当委員会では、IFRS 第 9 号の取扱いを基礎として、公表される市場価格のない株式も公正価値測定のカテゴリとする原則を適用することを検討した。このような取扱いについては、IFRS 適用企業と日本企業の整合性をもたらす、IFRS 第 9 号のガイダンスがあることで現行とあまり変わらない結果になると考えられる等の肯定的なコメントがあった。また、公正価値測定を原則として示すことで、減損の定めが不要となり複雑性が低減されるとの意見もあった。一方で、我が国では、公表される市場価格のない株式への投資先が多数ある企業もあり取得原価での測定を維持すべきである、また、公正価値と取得原価の選択肢を設けるべきであるとの意見もあった。
81. なお、第 18 項【案 2】によった場合でも、「信頼性をもって測定できる」の内容について、例えば、IAS 第 39 号のように、第三者から取得した金融資産は、通常、公正価値の見積りが可能であるとするにより、取得原価の例外を極めて狭いものとするか否か、今後、検討の余地があると考えられる。当委員会の議論では、現行の我が国の会計基準と同様に市場性の有無を規準とする別案を設けるべきとの意見もあったが、「信頼性をもって測定できる」の内容を明確にする過程で対応することも考えられることから、会計基準（案）にそのような案を設けていない。
82. 今後、当委員会では、本検討状況の整理に対する意見も踏まえ、公表される市場価格のない株式の取扱いについて引き続き検討していくこととする。

#### 複合商品<sup>7</sup>（第 19 項から第 24 項）

83. 組込デリバティブとは、デリバティブでない組込対象を含む複合商品の構成要素であり、それにより合成された商品のキャッシュ・フローの一部は、単独のデリバティブと同じように変化する。IFRS 第 9 号では、組込デリバティブを含む複合商品の組込対象が IFRS 第 9 号の対象である金融資産の場合、複合商品全体に対して、複合商品でない通常の金融資産と同様の定めを適用しなければならないとされている。すなわち、金融商品全体について、事業モデル及び契約キャッシュ・フロー特性の 2 要件に照らして、償却原価測定のカテゴリ又は公正価値測定のカテゴリのいずれかとされる。
84. IASB 公開草案に対して、作成者を中心に回答者の一部から、IAS 第 39 号における分

---

<sup>7</sup> IFRS 第 9 号では組込対象が非金融商品の場合も想定していることを受けて、ここでは、会計基準（案）本文の「複合金融商品」と異なり、「複合商品」としている。なお、我が国の会計基準では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含むもの、その他のもの、いずれの複合金融商品も組込対象として金融商品を想定している（企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」第 3 項等を参照のこと）ため、非金融商品が組込対象である場合の包括的な取扱いは設けられていない。

解処理を維持又は修正した方が良いとのコメントがあった。しかしながら、IASB では、複合商品もそうでない商品も同じ分類アプローチを用いることによるガイダンスの削除など、金融資産の財務報告の複雑性の低減とそれに伴う報告の改善を主な理由として、複合商品も1つの会計単位として会計処理するIASB 公開草案の提案を基本的に維持した。なお、現時点でこの決定は金融資産を組込対象とする複合商品に限定されている。

85. 本検討状況の整理では、IFRS 第9号を基礎として、組込デリバティブを含む複合商品の組込対象が金融資産の場合、複合商品全体について、事業モデル及びキャッシュ・フロー特性の2要件に照らして、償却原価測定のカテゴリ又は公正価値測定のカテゴリのいずれかとすることが考えられるとしている。
86. 我が国の会計基準では、複合商品を(a)払込資本を増加させる可能性のある部分を含むものと(b)その他のものに分けて定めているが、本検討状況の整理においては、組込対象が現物の金融資産である場合には、いずれも第85項によることとしている。
87. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、各々が別の金融商品として、取得者側に関しては現行と同様に、それぞれの部分に区分して処理することが考えられる。一方で、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること(会社法第236条第1項第2号及び第3号)をあらかじめ明確にしている転換社債型新株予約権付社債については、以前の転換社債と経済的実質が同一であることから、一体の金融商品に複数の要素が含まれたものとして捉えることが考えられる。このため、転換社債型新株予約権付社債の取得者側の取扱いについては、IFRS 第9号と同様に、会計上は1つの会計単位とすることが考えられる。

#### 公正価値測定のカテゴリと償却原価測定のカテゴリ間の分類変更(第25項)

88. IFRS 第9号では、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、企業は影響を受ける金融資産のすべてのカテゴリを変更することとされている。カテゴリを変更する場合、変更日から将来に向かって適用しなければならない。ここでいう「変更日」とは、企業が金融資産のカテゴリを変更することになる事業モデルの変更後の最初の報告期間の期首を指す。
89. IASB 公開草案では、カテゴリの変更を禁止することを提案していたが、ほぼすべてのコメントが、金融資産をその管理方法に基づいて分類するアプローチと整合的でないとして、提案に反対した。この結果、IASB はこうした主張を受け入れ、事業モデルを変更した場合にカテゴリの変更を要求することとした。なお、IASB は、企業がカテゴリの変更日を選択することがあってはならないとの考えから、事業モデルの変更後直ちにカテゴリの変更を反映すべきとの考え方を受け入れず、カテゴリの変更は翌報告期間の期首から実行

することとした。

90. 本検討状況の整理では、IFRS 第 9 号の取扱いを基礎として、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、企業は影響を受ける金融資産のすべての分類を、変更日から将来に向かって適用することとしている。また、分類変更時の会計処理については、IFRS 第 9 号と同様の会計処理を基礎としている(第 34 項から第 36 項参照)。
91. なお、「変更日」として、本検討状況の整理では、IFRS 第 9 号を基礎として、翌事業年度の期首としている。この点に関して、当委員会の議論では、事業モデルの変更時期と異なる時期に分類を変更することとなり、それまでの間、事業モデルと整合しない分類となるとの懸念が示された。加えて、我が国では四半期報告の制度が導入されており、翌事業年度まで変更を待つ必要があるのかよく検討すべきであるとの意見もあった。今後、この点に関して、引き続き検討することが考えられる。

## 測 定 (第 26 項から第 36 項)

### 株式への投資に関するその他の包括利益での評価差額の認識 (第 30 項から第 32 項)

92. IFRS 第 9 号では、償却原価、純損益を通じた公正価値の例外として、一定の資本性金融商品への投資の評価差額をその他の包括利益に表示する指定を認めている(以下「OCI オプション」という。)
93. OCI オプションは、IASB 公開草案の提案時に設けられていた。企業は、投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合があります。その投資の公正価値の利得及び損失は企業の業績を示さない可能性があるとの主張に配慮したものである。なお、一部コメントでは、対象を定義する原則の開発が要請されたが、IASB は、IASB 公開草案段階でその開発を断念した経緯からその原則を示すことをしなかった。このため、IASB 公開草案の提案のとおり、一定の開示を前提に、適用対象の選択を任意としつつ当初の指定を取り消しできないこととされた。
94. 現行の IAS 第 39 号における売却可能金融資産(我が国の「その他有価証券」に相当)については、保有している間の公正価値の評価差額はその他の包括利益とされる。一方で、売却等により消滅を認識する際、その累計額は純損益に振り替えられるとともに、包括利益の 2 重計算を避けるためにその他の包括利益において調整が行われる(組替調整又はリサイクリング)。IASB 公開草案では、OCI オプションに対してこのようなその他の包括利益に含められる評価差額の純損益へのリサイクリングを禁止することが提案され、それとともに受取配当金のその他の包括利益での認識も提案された。IFRS 第 9 号において、IASB はリサイクリング禁止の提案は維持したものの、受取配当金に関しては反対コメントに配慮し、従来どおり、IAS 第 18 号「収益」に基づき純損益での認識を継続することとされた。
95. 一部の金融商品への投資は、投資価値の増加を目的とするものではないため、その投資の公正価値による評価差額を公正価値の変動時にそのまま純損益に反映すること

は企業の業績を示さない可能性がある。このため、本検討状況の整理では、IFRS 第 9 号の OCI オプションと同様に、一定の金融資産について、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する取扱いを設けることが考えられるとしている（第 30 項ただし書き参照）。

96. なお、IFRS 第 9 号の OCI オプションは、前述のとおり、その他の包括利益累計額を消滅の認識時点でリサイクリングしない。コンバージェンスの観点で、我が国でも OCI オプションにリサイクリングを禁止することが考えられるが、これまでの我が国の会計慣行等に大きな影響を及ぼすため、リサイクリングを維持すべきとの意見も多い。本検討状況の整理では、OCI オプションにおけるリサイクリングの禁止はコンバージェンス上の重要な問題の 1 つであると認識し、特段の方向性を設けず、リサイクリングを行わない案（第 31 項【案 A】）及びリサイクリングを行う案（第 31 項【案 B】）の 2 つの考え方を示すこととしている。これを通じて、この点のコンバージェンスを図るべきか否か、コンバージェンスを進めるとした場合にどのように関係者の懸念を取り除くことが可能かについて問いかけることとしている。

97. その他の包括利益のリサイクリングを巡っては、我が国の基本的な考え方と IFRS 第 9 号では次のような違いがある。

我が国では、純損益は、投資のリスクからの解放との視点に基づく企業の総合的業績指標と捉えられており、投資処分時に生じる処分価額と取得価額との差額は、純損益に反映され、原則として、株主との直接の取引を除けば純損益の累計額と利益剰余金が一致するというクリーン・サープラス関係が成立するという考え方が基本的に採られている。このような性質の純損益を損益及び包括利益計算書に表示することを前提とすると、これと独立の指標である包括利益を同じ計算書で記載する場合には、両者の調整のためにリサイクリングが必要となる。当委員会では、このような我が国の基本的な考え方を基礎として、IASB 公開草案の提案に対して反対し、リサイクリングの禁止の是非は財務諸表表示プロジェクトに係る幅広い問題であり、金融商品会計の見直しのプロジェクトでなく、包括的に議論すべきことをコメントした。

これに対して、IFRS では、その全体を見渡すとクリーン・サープラス関係が成立しない会計処理が一部に見られ、我が国の基本的な考え方とは前提が異なる部分がある。また、IFRS 第 9 号では、その他の包括利益をリサイクリングしない理由として、このような投資に対する利得及び損失の認識は一度限りのものとすべきであること、また、売却可能金融資産を削除することで、その投資に関する減損の定めを削減することとなり、金融商品会計の改善及び複雑性の低減につながる点を挙げている。

98. 本検討状況の整理では、前項の基本的な考え方との相違は認識しつつも、リサイクリングを行わない案（第 31 項【案 A】）及びリサイクリングを行う案（第 31 項【案 B】）の 2 案を示している。【案 A】は、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスに資すること、また、リサイクリングを要求する場合、リサイクリングの取扱いだけでなく、それに伴

う減損の取扱いにも差異が生じることとなることを考慮したものである。一方で、【案 B】は、現状と同様に利益剰余金とクリーン・サープラス関係を保つ純損益を表示することを前提とすれば、包括利益を表示することとの関係でリサイクリングは必要となることを考慮したものである。

99. 当委員会の議論では、IFRS 第 9 号でリサイクリングが禁止されたことを前提に、リサイクリングの禁止に賛成及び反対を含め次のような意見があった。
- (1) リサイクリング禁止に賛成する意見としては、例えば、IFRS に基づく財務諸表との比較可能性を重視する意見や、リサイクリング禁止による減損の取扱いの簡素化を評価する意見、会計処理のばらつきにより作成者の負担を懸念する意見があった。
  - (2) リサイクリング禁止に反対する意見としては、リサイクリングのある純損益の有用性を重視する意見、平成 23 年（2011 年）以降の概念フレームワークの議論で取り上げることも視野にリサイクリングを維持すべきとの意見があった。また、売却損益の情報が経営状態のシグナルにもなり得るとの意見、市場での売却を通じた純損益の調節可能性が困難となってきたといった企業を巡る環境変化に触れる意見もあった。
  - (3) その他の意見として、その他の包括利益のリサイクリングの問題は純損益の考え方を巡る様々なプロジェクトに係わる共通の課題であるとの意見があった。
100. これに関連して、コンバージェンスの観点から連結財務諸表においてリサイクリングを禁止したとしても、当面、個別財務諸表では、これまでの会計慣行やその他の観点から、リサイクリングを維持する可能性を検討すべきとの意見もあった。
101. 今後、当委員会では、本検討状況の整理に対する意見も踏まえ、リサイクリングを禁止すべきか否かについて引き続き検討していくこととする。
102. これに関連して、第 31 項【案 A】の場合、OCI オプションを適用する金融資産は、処分時の利益又は損失が純損益に反映されない。このため、ヘッジ会計の現行の枠組みに基づくと、当該金融資産をヘッジ対象としてヘッジ会計を適用できないこととなる。ただし、IASB においてはヘッジ会計の包括的な見直しが行われていることから、今後、この論点に関しては、改めて、現行基準見直しの検討の中で取り扱うことが考えられる。
103. また、第 18 項の公表される市場価格のない株式の取扱いの代替案との関係について、第 18 項【案 2】と第 31 項【案 A】の組合せは、性質上、同一分類であるはずの金融資産（第 30 項ただし書きの指定を行う可能性のある売買目的でない株式への投資）が公表市場価格の有無の違いだけで公正価値測定と取得原価測定に分かれ、その結果、処分損益（及び減損損失）が前者ではその他の包括利益、後者では純損益となるため、適切でないという意見があった。【案 2】と【案 A】の組合せで基準化する場合にこの意見を斟酌するのであれば、取得原価測定の分類であっても処分損益（及び減損損失）

をその他の包括利益とする処理の指定を可能にするなど、公表市場価格の有無によって最終的な処理が変わらない工夫をすることが考えられる。

104. なお、OCI オプション及びそのリサイクリングに派生して、本検討状況の整理では次の問題を認識している。
- (1) 株式を対象とすることでよいか。
  - (2) 対象の指定を任意とするか。
  - (3) リサイクリングを行わない場合に、その他の包括利益累計額をいつの時点で利益剰余金に振り替えるか。
  - (4) リサイクリングを行う場合に、減損の認識及び測定をどのように行うか。

#### **(株式を対象とすることでよいか)**

105. 株式の一部は IFRS の資本性金融商品に含まれない可能性はあるが、そのほとんどはカバーされていると考えられる。対象を明確に定める観点から法的形態に依拠し、対象を基本的には株式とするが、資本性金融商品の定義を IASB で再検討中であることから IASB での該当プロジェクトの動向に応じて見直すことが考えられる。なお、同様の性質を有する出資証券及び出資金も同じ取扱いを認めることが考えられる。
106. 当委員会の議論では、我が国で一般的な投資商品である投資信託が対象とされるか検討が必要との意見があった。投資信託には様々な形態が考えられるものの、一般的な商品形態である追加型投資信託は解約を求めることができるものであり、IFRS における資本性金融商品に該当しないと考えられること、また、投資価値の増加を目的としない投資とするこの取扱いの趣旨を考慮し、本検討状況の整理では OCI オプションの対象外としている。しかし、一部の投資信託は株式に極めて近いものもあることから、一律に対象外とするのではなく適切な線引きを考えていく必要があるとの意見があった。このため、本件は引き続き検討すべき事項と考えられる。

#### **(対象の指定を任意とするか)**

107. IFRS 第 9 号において OCI オプションを認めたのは、投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合があります、その投資の公正価値変動による利得及び損失は企業の業績を示さない可能性があるとの主張に配慮したものである。
108. これを考慮すると、任意の対象を指定できるというよりも、一部のコメントにもあるとおり、対象を定義する原則の開発が望ましいとも考えられる。しかし、IASB は、原則の開発が困難であったこと、また、原則に該当する場合や外れた場合に、分類間での振替が起こることを考慮し、対象を任意としつつも、当初指定後の取消しを認めない取扱いとしている。また、その際に指定理由を注記することとしている。
109. こうした検討経緯を踏まえ、IFRS 第 9 号と同様に、OCI オプションの指定を任意の

指定としつつ、指定理由を注記することで一定の規律を設けることが考えられる（第 40 項(1) 参照）。また、我が国の場合、このような選択が幅広く行われることが考えられるため、想定される対象についておおまかなガイダンスを追加することも考えられる<sup>8</sup>。

#### **（リサイクリングを行わない場合に、その他の包括利益累計額をいつの時点で利益剰余金に振り替えるか）**

110. IFRS 第 9 号では、投資処分時にその他の包括利益の累計利得又は損失をリサイクリングしないとしているが、それらを資本の部の中で振り替えることができるとしている以外、特段の定めを設けていない。これは、資本の部の構成要素に関する各国固有の制限を考慮したものである。
111. 投資処分時のその他の包括利益の累計利得又は損失をどのように扱うかが問題となるが、投資処分時以降、その他の包括利益累計額に当該投資に関する残高を残すことは適当でないため、何らかの方法で利益剰余金に振り替えることが必要となると考えられる。リサイクリングの禁止を前提とすると、損益計算書、又は、損益及び包括利益計算書で反映させることはできないことから、ある期間に処分された投資については、処分時点でその他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替え、当該期間の株主資本等変動計算書にその振替を反映させることが考えられる。

#### **（リサイクリングを行う場合に、減損の認識及び測定をどのように行うか）**

112. 第 31 項【案 B】の場合、どのような減損の定めによるかが問題となるが、改めて減損の取扱いを開発するのではなく、基本的には現行の取扱いを踏襲することが考えられる。

#### **公表される市場価格のない株式の減損（第 33 項）**

113. 第 33 項では、第 18 項【案 2】において取得原価で測定するものとして分類される株式への投資について、現行と同様の減損の取扱いを設けることとしている。その場合、減損の判定及び測定に当該投資の実質価額が用いられる。この実質価額は、会社の超過収益力や経営権等を反映する場合もあるが、原則として資産等の公正価値評価に基づく評価差額等を加味して算定した 1 株当たり純資産額に所有株式数を乗じて算定される（金融商品実務指針第 92 項）。このように、実質価額が用いられるのは、金融商品会計基準導入以前からの我が国の慣行であり、公正価値を把握することが極めて困難な投資に対して、簡便で明瞭な方法を提供する趣旨であると考えられる。

<sup>8</sup> 文脈は異なるものの、平成 21 年 5 月に公表した「金融商品会計に関する論点の整理」第 61 項において、「事業提携やノウハウの相互利用等のために、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資」との表現を提示している。

114. 会計基準（案）では、第 18 項【案 2】の場合は、現行と同様に、一定の株式への投資について取得原価での測定を維持することとなるので、現行の実務で定着している減損の手法を特段変更しないこととしている。これに対して、減損が収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に帳簿価額を切り下げる処理であるとの整理の下、収益性の低下の有無の判断や減損損失の測定額について投資の回収形態を反映することが適当であるとの考え方がある。その考え方に基づけば、1 株当たり純資産額に基づく実質価額は適切ではなく、回収形態を考慮すれば公正価値での測定が考えられるとの意見がある。また、論点整理に対するコメントには、我が国の実質価額は IAS 第 39 号の取得原価の例外に適用される減損額（公正価値の算定に類似。第 75 項(2)参照）と相違する、また、実質価額の一律適用はベンチャー企業等の評価に錯誤を招く場合がある、との指摘があった。このような考え方は、単に実質価額を減損時に採用すべきか否かに留まらず、翻って第 18 項の【案 1】、【案 2】のいずれとすべきかにも影響を及ぼすため、引き続き、第 74 項から第 81 項と併せて検討していくことが考えられる。

#### 初日の損益

115. IAS 第 39 号では、当初の取引価格は、通常、公正価値の最良の証拠とされている。しかし、その公正価値が同じ商品の観察可能な市場取引価格との比較を通じて、あるいは、観察可能なデータのみを変数とするような評価技法に基づいて証明される場合もある。その場合、当初の取引価格との差額が会計上の資産又は負債として認識すべき要素によるものでない場合には、その差額を利益又は損失として認識することになると考えられる。しかし、評価技法に基づく場合で変数が観察可能なデータのみによらないため、当初認識時にそのような利益又は損失を認識しないときには、価格設定の際に市場参加者が考慮する要素の変動（時の経過を含む。）が生じた範囲で、当初認識後に利益又は損失を認識することになる。
116. 一方、我が国では、取得した金融資産の公正価値が支払対価と異なる場合に当該差額はその取引の実態に応じて処理することとされているが、前項のような観察可能なデータにより取扱いを分けるとの視点はない。一般的には、売買目的有価証券やデリバティブなど、公正価値で測定し、評価差額を純損益とするものについては、当初又は事後においてその差額を純損益に反映し、それ以外の金融商品については、重要な差額を認識しない限り取引価格を当初認識時の測定に用いていると考えられる。
117. 現在 IASB の議論においては、観察可能性基準を公正価値のインプットのヒエラルキーに置き換える議論も行われている。会計基準（案）においては、当初の取引価格と公正価値との差額の取扱いを明示していないが、IAS 第 39 号の取扱いや IASB での議論も参考にしつつ、今後、明確にするか検討することが考えられる。

## 個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い（第 37 項）

118. 子会社及び関連会社に対する株式への投資は、定義上は金融資産に該当する。このため、現行の金融商品会計基準では、子会社株式及び関連会社株式をその範囲に含めている。しかし、連結財務諸表上は、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」が適用されるため、金融商品会計基準の取扱いは、実質的に、個別財務諸表に限定されている。
119. 論点整理では、「[論点 2-4]減損処理の取扱い」の一部として、子会社株式及び関連会社株式の減損の取扱いについて、それらに含まれるのれんの減損を中心に若干の考察を行った。この点に関して、コメントでは、減損の判定にあたって、公正価値が著しく下落している場合に減損処理を行うのではなく、投資簿価全体について減損の有無を検証し、回収可能価額まで減損を行うことが考えられる、子会社株式及び関連会社株式を個別財務諸表上減損処理した場合に、連結財務諸表上のれんを追加的に償却するとの取扱いについては、株式の減損処理とのれんの減損処理との整合性を考慮すべきとの意見があった。
120. 子会社及び関連会社に対する株式の投資は、事業投資の性質を有し、子会社の支配、関連会社への重要な影響を通じてそれぞれの事業活動に係っているとも言えることから、従前から、金融商品会計の範囲として扱うべきか否かについて議論があった。また、その測定についても、子会社株式及び関連会社株式に含まれるのれん相当分が個別財務諸表上残ることとなる、減損のアプローチが個別財務諸表と連結財務諸表で異なるため個別財務諸表と連結財務諸表の測定の整合性が図られていないとの指摘があった。
121. IFRS において、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」では、個別財務諸表 (separate financial statements) 上、子会社株式及び関連会社株式は取得原価とする、又は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に従う、とされている。IFRS 第 9 号では子会社及び関連会社に対する投資に特別の定めは設けていないため、公正価値測定の分類とするか、又は、OCI オプションが適用され则认为られる。
122. この点に関しては、我が国の課題として検討する必要があるが、IFRS の取扱いも参考に、次のようなアプローチが考えられる。
- (1) 会計基準（案）の範囲に含め、取得原価とする。  
現行の取扱いである。子会社株式及び関連会社株式への投資を事業投資と捉え、公正価値で測定せず取得原価とする方法である。結果として、IAS 第 27 号の取扱いの選択肢の 1 つと同様となる。
  - (2) 会計基準（案）の範囲に含めるが、子会社株式及び関連会社株式に特別の定めを設けない。  
IAS 第 27 号の取扱いの選択肢の 1 つである。子会社株式及び関連会社株式への投資を他の株式への投資と区別せず扱う。子会社及び関連会社との関係について

は、会計基準（案）の原則的な枠組みに従って考慮される。

- (3) 会計基準（案）の範囲に含めず、別の会計基準を改訂し、取得原価とする。

IAS 第 27 号の取扱いの選択肢の 1 つである。(1)と同じく、子会社株式及び関連会社株式への投資を事業投資と捉え、公正価値で測定せず取得原価とする方法である。減損については金融商品会計基準の取扱いを適用しない<sup>9</sup>ので、連結財務諸表上の減損と整合的となる可能性がある。

- (4) 会計基準（案）の範囲に含めず、別の会計基準を改訂し、持分法とする。

IAS 第 27 号の以前の取扱いに含まれていた選択肢である。連結財務諸表における子会社株式への投資の成果を個別財務諸表において投資の増減とする方法（持分法）である。個別財務諸表と連結財務諸表における測定の整合性を図ることが可能である。

123. 第 37 項は、前項の(1)で既存の金融商品会計基準の取扱いを踏襲するものであり、子会社株式及び関連会社株式を会計基準（案）の範囲とし、取得原価とすることとしているが、今後、本検討状況の整理に対するコメントも踏まえて、引き続き、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いを検討していくことが考えられる。

#### 表示及び注記事項（第 38 項から第 40 項）

124. 現行の金融商品会計基準では、金融商品に係る事項として、金融商品の状況に関する事項及び金融商品の公正価値等に関する事項の注記を定めている。会計基準（案）では、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」について、IFRS 第 9 号を受けて改訂された部分を基礎として、これら既存の取扱いに付け加える内容を示している。これらの表示及び注記事項は、IFRS 第 9 号の分類に一定の自由度を設けることの見合いで導入されたものである。このため、本検討状況の整理においても、会計基準（案）での分類とセットで議論する必要があると考えている。
125. 第 38 項及び第 39 項では、改訂された IAS 第 1 号も踏まえて、それぞれ生じた利益又は損失を損益計算書又は損益及び包括利益計算書において独立して掲記するとしている。IFRS 第 9 号では、これらの利益又は損失が頻繁に生じないことが想定されており、我が国の場合には、特別損益とすることも考えられる。
126. 第 40 項(1) では、OCI オプション（第 30 項ただし書き参照）を選択した金融資産について、銘柄別に期末の公正価値の開示を求める内容となっている。しかし、一律にすべての銘柄を開示するものではなく、重要性が乏しいものは除くことが考えられる。

<sup>9</sup> IAS 第 27 号に従って取得原価とした場合、減損は、IAS 第 36 号「資産の減損」に従って行われる。

## 外貨建取引等会計処理基準への影響

127. 平成 11 年に改正された「外貨建取引等会計処理基準」(以下「外貨建基準」という。)は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっている。会計基準(案)で示された取扱いとなる場合に、次の変更が想定される。
128. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、その他有価証券の分類はなくなる。
129. 外貨建債券でその他有価証券に分類されるものは、原則として金融商品会計基準の評価差額に関する処理方法に従うものとされており、償却原価に係る換算差額も含めて換算差額全体をその他の包括利益に含める(純資産直入する)こととなる(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(以下「外貨建実務指針」という。)第 16 項)が、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を除いて為替差損益として処理できる(外貨建基準注解(注 10))とされている。

これに対して、第 28 項による場合、公正価値又は償却原価のいずれかで測定されるが、いずれの場合も、決算時の為替相場による換算差額は純損益に反映することが考えられる<sup>10</sup>。

130. 外貨建株式でその他有価証券に分類されるものは、原則として金融商品会計基準の評価差額に関する処理方法に従うものとされており、取得原価に係る換算差額も含めて換算差額全体をその他の包括利益に含める(純資産直入する)こととなる(外貨建実務指針第 16 項)。

これに対して、第 30 項本文による場合、公正価値で測定されるが、決算時の為替相場による換算差額は、原則として、純損益に反映することが考えられる。ただし、第 30 項ただし書きにより評価差額をその他の包括利益に含める指定を行う場合には、その評価差額に決算時の為替相場による換算差額を含めることが考えられる。

---

<sup>10</sup> FASB 公開草案(第 42 項参照)では、公正価値の変動の一部をその他の包括利益に反映する金融商品の場合には、換算差額を純損益に含めないことが提案されている。

## 適用指針（案）

### 金融商品の範囲（第 11 項）

- A1. 会計基準（案）第 11 項で特徴付けられるデリバティブには、基礎商品を総額で決済する契約が含まれると考えられる。例えば、固定金利の債券型の金融商品を購入する先渡契約が該当する。また、非金融商品を購入又は売却する契約で、現金又はその他の金融商品により純額で、又は、金融商品との交換で決済が可能な契約はデリバティブに該当する。しかし、トレーディング目的（企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第 60 項）以外の将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引で当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、会計基準（案）の対象外になると考えられる。

### 分類（第 15 項から第 25 項）

- A2. 会計基準（案）の分類（第 15 項から第 25 項）に関して、A3 項から A26 項を設けることが考えられる。

### 金融資産を管理する事業モデル

- A3. 第 15 項(1)は、企業に、金融資産を管理する企業の事業モデルに基づき、当初認識後に償却原価又は公正価値のいずれかで測定されるものとして金融資産を分類することを求めている。金融資産がこの条件を満たしているかどうかの評価は、経営者により決定された事業モデルの目的に基づいて行われる。
- A4. 企業の事業モデルは、個々の金融商品に関する経営者の意図に左右されるものではなく、それらの集合としてのレベルで判断される。しかし、金融商品を管理するにあたって、1つの企業が複数の事業モデルを有することがあるので、分類は企業又は企業集団のレベルで判断する必要はない。例えば、1つの企業が、契約キャッシュ・フローを回収する目的で管理する投資ポートフォリオとともに、公正価値変動の実現のための取引目的で管理する別の投資ポートフォリオを有する場合がある。
- A5. 企業の事業モデルの目的が契約キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するというものであっても、企業はすべての金融資産を満期まで保有する必要はない。すなわち、金融資産の売却が生じて、契約キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという事業モデルの要件が満たされる可能性はある。例えば、次のような状況の下で金融資産を売却する場合が考えられる。
- (1) 資産の信用格付けが企業の投資方針で要求される格付けを下回るなどの理由により、金融資産がもはや企業の投資方針に合致しなくなった場合
  - (2) 予想デフレーション（保険会社における保険金支払の予想されるタイミング等）の変動や調達資金の増減を反映するために投資ポートフォリオを調整する場合

(3) 資本的支出のための資金調達をする必要がある場合

しかし、あるポートフォリオにおける売却がしばしば実行される場合には、そうした売却が契約キャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているか吟味する必要がある。

- A6. 契約キャッシュ・フローを回収するために金融商品を保有することを目的としない事業モデルの例として、企業が金融資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現するという目的で当該金融資産のポートフォリオの業績を管理している場合がある。例えば、企業が、信用スプレッド及びイールド・カーブの変動から生じる公正価値の変動を実現させるために、資産のポートフォリオを活発に運用する場合、その事業モデルは契約キャッシュ・フローを回収するためにそうした資産を保有することではない。企業の目的は活発な売買につながるため、企業が行う管理は、契約キャッシュ・フローの回収よりも、公正価値変動による利益を実現させるためのものとなる。
- A7. 公正価値に基づき、管理され、業績が評価される金融資産のポートフォリオは、契約キャッシュ・フローを回収するために保有されていない。また、売買目的の定義を満たす金融資産のポートフォリオも契約キャッシュ・フローを回収するために保有されていない。こうした金融商品のポートフォリオについては、公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識しなければならない。

#### 金融資産の契約キャッシュ・フロー特性

- A8. 企業は、第 15 項(2)の契約キャッシュ・フロー特性の要件を評価する場合、契約キャッシュ・フローが金融資産の表示通貨建ての元本及び元本残高に対する利息の支払に限られるかどうかを評価しなければならない。
- A9. レバレッジは、一部の金融資産にとって契約キャッシュ・フローの特性であり、契約キャッシュ・フローの変動性を高めるため、当該金融資産の契約キャッシュ・フローは利息としての経済的特徴を有しないことになる。単体のオプション、先物及びスワップ契約は、レバレッジを含む金融資産の例である。したがって、こうした契約は、第 15 項(2)で定められる条件を満たさず、償却原価測定のカテゴリとすることはできない。
- A10. 貸付金等の債券型の金融商品について、発行者（債務者）に対して期限前償還を行うことを認める、又は、保有者（債権者）に対して満期前に発行者に当該金融商品の償還請求することを認める契約条項があっても、次の両方に該当する場合に限り、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるとされる。
- (1) 当該条項が、次のいずれかを目的とする場合を除き、将来事象を条件としない場合

保有者を発行者の信用悪化（例：債務不履行、信用格付けの低下、貸出条項（コベナンツ）の違反）又は発行者の支配の変更から保護する。

保有者又は発行者を関連する税制又は法律の変更から保護する。

- (2) 期限前償還の金額が、実質的に、元本及び元本残高に対する利息に係る未払金額に相当する場合。この金額には、契約を早期に終了させたことに対する合理的な追加補償が含まれてもよい。
- A11. 発行者又は保有者に債券型の金融商品の契約期間の延長を認める契約条項（すなわち、延長オプション）は、次の両方に該当する場合に限り、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるとされる。
- (1) 当該条項が、次のいずれかを目的とする場合を除き、将来事象を条件としていない場合
- 保有者を発行者の信用悪化（例えば、債務不履行、信用格付けの低下、貸付条項（コベナンツ）違反など）又は発行者の支配の変更から保護する。
- 保有者又は発行者を関連する税制又は法律の変更から保護する。
- (2) 延長オプションの条件により、延長期間中の契約キャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払となる場合
- A12. 元本又は利息の支払時期若しくは支払金額を変化させる契約条件の場合、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない。ただし、次の場合を除く。
- (1) 契約条件が、元本残高に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価となる変動金利である場合（信用リスクは、当初認識時にのみ決定されるため固定されている場合がある。）
- (2) 契約条件が、期限前償還オプションであり、A10 項に定められる条件を満たす場合
- (3) 契約条件が、延長オプションであり、A11 項に定められる条件を満たす場合
- A13. 金融資産の中には、元本及び利息として表示される契約キャッシュ・フローを有するものの、当該キャッシュ・フローが、第 15 項(2)及び第 16 項で示される元本及び元本残高に対する利息の支払を表していないものがある。
- A14. 前項に対応するものには、金融資産が特定の資産又はキャッシュ・フローに対する投資であるため、例えば、契約キャッシュ・フローには、特定期間の元本残高に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価以外の要因に対する支払が含まれる場合がある。この場合、当該金融商品は第 15 項(2)に定められる条件を満たさないことになる。例えば、ノンリコースの金融資産のように、債権者の請求権が債務者の特定の資産に制限される場合や、特定の資産からのキャッシュ・フローに制限される場合、これに該当する可能性がある。
- A15. そのような場合、企業は分類対象の金融資産の契約キャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払であるかどうかを判断するにあたり、その基になる特定の資産又はキャッシュ・フローまで遡って評価する必要がある。金融資産の条件により、元本及び利息の支払と整合しない方法でその他のキャッシュ・フローが生じた

り、キャッシュ・フローが制限されたりする場合、金融資産は第 15 項(2)の条件を満たさない。この判断は、基になる資産が金融資産か非金融資産かどうかによって左右されない。

- A16. 金融商品の契約キャッシュ・フローに影響を与える場合が、極めて稀な事象が発生するときに限られるような契約キャッシュ・フロー特性は、金融資産の分類に影響させない。
- A17. ほとんどすべての貸出取引において、債権者の商品は、債務者の他の債権者の商品と相対的に順位付けが行われる。他の商品に劣後する商品であっても、債務者の不払が契約違反に該当し、債務者の倒産時に保有者が元本及び元本残高に対する利息の未払金額に対する契約上の権利を有している場合には、元本及び元本残高に対する利息の支払となる契約キャッシュ・フローを有する可能性がある。例えば、債権者が一般債権者として順位付けされる売掛債権は、そのような要件を満たすことになる。また、その債務者が担保付ローンを借りている場合で、倒産時に担保についてローンの債権者に一般債権者の請求権よりも高い優先順位を与える場合であっても、未払元本及びその他支払義務のある金額に対する一般債権者の契約上の権利に影響を受けないのであれば、同様となる。

#### 契約上リンクしているトランシェの取扱い

- A18. 取引の種類によっては、企業は信用リスクの集中を生み出す契約上リンクしている複数の商品（すなわちトランシェ）を用いて、金融資産の所有者への支払に優先順位を付けることがある。各トランシェには、発行者により生み出されるキャッシュ・フローの各々に配分される順番が特定されている。このような場合、あるトランシェの保有者は、発行者が自分のトランシェより高い順位にあるトランシェに行き渡るだけの十分なキャッシュ・フローを生み出している場合に限り、元本及び元本残高に対する利息の支払を受ける権利を有する。
- A19. このようなトランシェは、次のすべてを満たす場合に限り、その契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払となる。
- (1) 分類対象であるトランシェの契約条件（原商品プールに遡らない。）が、元本及び元本残高に対する利息の支払に限られるキャッシュ・フローを生じさせる（例えば、トランシェの金利がコモディティ指数に連動していない場合）。
  - (2) 原商品プールが A21 項及び A22 項で定められるキャッシュ・フロー特性を有している。
  - (3) トランシェに内在する原商品プールの信用リスクへのエクスポージャーが、原商品プールの信用リスクへのエクスポージャーと等しいか、又はそれより低い（例えば、信用リスクの増大に起因する損失の結果、原商品プールの価値が 50%減少するとして、どのような場合でもトランシェの価値の減少が 50%以下である場合、こ

の条件は満たされる。)

- A20. 企業は、キャッシュ・フローを通過させるのではなく、それを生み出している原商品プールを特定しなければならない。
- A21. 原商品プールは、元本及び元本残高に対する利息の支払である契約キャッシュ・フローを有する商品を1つ以上含まなければならない。
- A22. 原商品プールは、次のいずれかの商品を含む場合がある。
- (1) A21 項の商品のキャッシュ・フロー変動性を減少させ、A21 項の商品と合わせると、元本及び元本残高に対する利息の支払に限られるキャッシュ・フローを生じる商品(例:金利キャップ、金利フロア、又は、A21 項の金融商品の一部若しくは全部に係る信用リスクを減少させる契約)
  - (2) 次の場合に生じる差異にのみ対処するため、トランシェのキャッシュ・フローと A21 項の原商品プールのキャッシュ・フローとを整合させる商品  
金利が固定型か変動型かの違い  
キャッシュ・フローが表示される通貨(当該通貨のインフレも含む。)  
キャッシュ・フローの時期
- A23. 当初認識時において、保有者が A19 項の条件を判断することができない場合、トランシェは公正価値で測定しなければならない。当初認識後に原商品プールが A21 項及び A22 項の条件を満たさなくなる可能性がある場合、当該トランシェは A19 項を満たしているとは言えず、公正価値で測定しなければならない。

#### 公正価値測定の分類と償却原価測定の分類の間の分類変更

- A24. 第 25 項は、金融資産を管理する企業の事業モデルの目的が変更される場合、企業に金融資産の分類を変更することを求めている。こうした変更は極めて稀にしか起こらないと考えられる。こうした変更は、企業の経営者によって、外的又は内的変化の結果に基づいて判断されなければならない。かつ企業の営業にとって重要で、外部当事者に対して実証できるものでなければならない。事業モデルの変更の例としては、次のものが挙げられる。
- (1) ある企業は、短期に売却する目的の貸付金ポートフォリオを保有している。一方、当該企業は、ある別の企業を買収するが、その被買収企業は契約キャッシュ・フローを回収する目的で貸付金を保有する事業モデルに基づいて貸付金を管理している。買収後、買収企業の貸付金ポートフォリオは、もはや売却目的ではなく、取得した貸付金と一体となって管理され、そのすべてが契約キャッシュ・フローを回収するために保有される。
  - (2) 金融サービスを手掛けるある企業は、個人向け不動産担保ローン事業から撤退することを決定した。当該事業では新規の事業をもはや行っておらず、当該企業は、不動産担保ローンのポートフォリオを売却すべく積極的に活動している。

A25. 企業の事業モデルの目的の変更は、分類変更日より前に行わなければならない。例えば、前項の金融サービスを手掛ける企業が2月15日にその個人向け不動産担保ローン事業から撤退すると決め、その結果、4月1日（すなわち、企業の次の事業年度の初日）に影響を受ける金融資産のすべてを分類変更する場合、2月15日より後に、新規の個人向け不動産担保ローン事業を行うなど従前の事業モデルと同じ事業活動に従事してはならない。

A26. 次の例は、事業モデルの変更に該当しない。

- (1) 特定の金融資産に関連する意図の変更（たとえ市況に著しい変化が見られる状況であっても事業モデルの変更に該当しない。）
- (2) 金融資産に関する特定の市場の一時的な消失
- (3) 異なる事業モデルを有する企業内の別の部門との金融資産の移転

## 測定（第26項から第36項）

A27. 会計基準（案）の測定（第26項から第36項）に関して、A28項からA36項を設けることが考えられる。

### 金融資産の当初認識時の測定

A28. 当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、支払対価の公正価値である取引価格である。しかし、支払対価の一部が当該金融商品以外に対するものである場合、当該金融商品の公正価値は評価技法を用いて見積る（例えば、無利息の長期貸付金又は債権の公正価値は、すべての将来入金額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要素に関して類似するもの）に付されている通常の世界金利を用いた割引現在価値で見積ることができる。取引価格と割引現在価値との差額は、それが他の種類の資産としての認識要件を満たさない場合には、費用又は収益からの控除とする。）

A29. 企業が市場金利から乖離した金利（例えば、類似の貸付金について、市場金利が8%のところ5%の金利とする。）の貸付金を組成し、代わりに前払手数料を受け取る場合、企業は、貸付金を公正価値、すなわち受け取る手数料を差し引いた額で認識する。

### 金融資産の当初認識後の測定

A30. 金融資産として以前に認識されていた金融商品が公正価値で測定され、その公正価値がゼロ以下に減少した場合、それは金融負債である。しかし、金融資産を組込対象とする複合商品は、会計基準（案）に従って測定される。

A31. 次の例は、公正価値で測定されるが、第30項ただし書きに従って、評価差額をその他の包括利益に認識する金融資産について、当初認識時及び当初認識後の測定における取引費用の会計処理を示したものである。企業はこの金融資産を、1,000千円に購入

手数料の 20 千円を加えた金額で取得する。企業は、当初、当該資産を 1,020 千円で認識する。事業年度は翌日に終了し、その時の当該資産の公表市場価格は 1,000 千円である。仮に資産が売却されるとすれば 30 千円の手数料が支払われるとする。その日に、企業は資産の売却に際して発生するであろう手数料にかかわらず 1,000 千円で測定し、20 千円の損失をその他の包括利益で認識する。

### 公表される市場価格のない株式への投資

A32. 第 18 項【案 1】の場合、株式に対する投資及び株式に関する契約は、第 30 項に従って、すべて公正価値で測定しなければならない。しかし、限定的ではあるが、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合がある。公正価値を算定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合、又は、公正価値として測定できる範囲が広く当該範囲の中で取得原価が公正価値の最適な見積りを表す場合、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる可能性がある。

A33. 次のような場合、取得原価が公正価値の適切な見積りとならない可能性がある。

- (1) 予算、計画、目標と比較して、被投資企業の業績が著しく相違する場合
- (2) 被投資企業の技術上の製造目標達成に関する予想に変化がある場合
- (3) 被投資企業の株式の市場、又はその製品若しくは潜在的な製品の市場に著しい変化がある場合
- (4) 世界経済又は被投資企業が事業を行っている経済環境に著しい変化がある場合
- (5) 類似企業の業績又は市場全体から示唆される評価に著しい変動がある場合
- (6) 不正、事業上の紛争、訴訟、経営者の変更や戦略の変更など、被投資企業内に問題が生じている場合
- (7) 被投資企業の新規株式発行や、第三者間での株式の譲渡のいずれかにより、被投資企業の株式に関する外部取引から証拠が得られる場合

A34. A33 項で挙げられた項目は、網羅的なものではない。企業は被投資企業の業績及び事業について、当初認識時の後に入手可能となったすべての情報を利用しなければならない。何らかに関連する要因が存在する場合、それによって、取得原価は公正価値を表わさない可能性がある。そのような場合、企業は公正価値を見積らなければならない。

A35. 公表される市場価格のある株式に対する投資（又は公表される市場価格のある株式に関する契約）においては、取得原価は公正価値の最適な見積りとはならない。

### 株式への投資に関するその他の包括利益での評価差額の認識

A36. 第 30 項ただし書きは、企業に対して、公正価値の変動により利益を得ることを目的として保有されていない株式への投資に関する公正価値の評価差額を、その他の包括利益に認識するという取消不能な選択を認めている。この選択は同じ銘柄の中でも異なる取扱いが認められる。

## 検討の背景

### 適用指針（案）の方向性

A37. 第 56 項にあるように、本検討状況の整理の作成にあたり、金融資産の分類及び測定に関して、IFRS 第 9 号の分類モデルを基礎とするアプローチを採用した。適用指針（案）においても、同じアプローチを採用している。

A38. なお、当委員会の検討では、次の項目についてより詳しいガイダンスが必要と指摘されており、本検討状況の整理に対する意見も踏まえて引き続き検討することとする。

- (1) 契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たす具体的な金融商品（A8 項から A17 項参照）
- (2) 契約上リンクしているトランシェについて、契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たすか否かの判断の要件の 1 つである A19 項(3)の具体的な判断方法
- (3) 公表される市場価格のない株式への投資に関するガイダンス（A32 項から A35 項参照）

### 金融商品の範囲（A1 項）

A39. 第 49 項にあるように、本検討状況の整理は、デリバティブの特徴について純額決済性を削除することを提案している。これに関連して、IAS 第 39 号の適用指針では、非金融商品の売買契約のうち、(1)現金又はその他の金融商品により純額で、又は、金融商品との交換で決済することが可能であり、(2)契約の目的が企業が予測している購入、売却又は消費の要件（「通常の」購入又は売却）に従って非金融商品を受領又は受け渡すことではない場合に、デリバティブとして会計処理することが示されており、適用指針（案）もそのように考えられるとしている。なお、純額決済については、形式的な純額決済だけでなく、次のような契約を対象とすべきとされている。

- (1) 類似の契約を現金又は金融商品により純額で、又は金融商品を交換することにより決済する実務を有している契約
- (2) 短期間の価格変動からの利益又はディーラーの利幅を生み出す目的で基礎商品を受領し、受領後短期間で売却する実務を有している場合の契約
- (3) 契約の対象となる非金融商品がすぐに現金に転換できる場合の契約

### 分類（A2 項から A26 項）

#### 金融資産を管理する事業モデル（A3 項から A7 項）

A40. 適用指針（案）では、IFRS 第 9 号の適用指針と同様に、次の点を明確にしている。

- (1) 企業が契約キャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有していても、その一部は売却することが予想される。しかし、金融資産の頻繁な売買は、契約

キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルとは整合しない。

(2) 企業には、この条件をどのレベルで適用すべきが決定するにあたって判断が必要となる。その決定は、企業が事業をどのように管理しているかに基づいて行われるのであって、個々の金融資産のレベルで行われるわけではない。

A41. なお、金融資産を管理する企業の事業モデルは、企業の管理方法や経営者に情報が提供される方法により観察可能な事実であり、自発的な指定によるのではなく、単一の金融資産に関係する経営者の保有目的とは大きく異なるものである。

A42. A5 項(2)については、投資ポートフォリオの調整は調達資金の増減を反映して行われることがあり得ること、投資ポートフォリオの調整は保険会社に限られるものではないことから、IFRS 第9号の適用指針を若干変更している。

#### **金融資産の契約キャッシュ・フロー特性 (A8 項から A17 項)**

A43. IASB 公開草案に対するコメントでは、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られるとの要件について、特定の金融資産に適用する際のガイダンスをさらに含めるように要請された。これを受けて、IFRS 第9号ではその説明の例示を改善し、契約キャッシュ・フローの特性がどのように分類に影響を及ぼすかを明確にしている。適用指針(案)の(参考)でも同様の説明を含めている。

A44. また、IASB 公開草案では、分類に影響を及ぼさないとされる「重大でない、又は、重要でない」特徴について説明されていないことに懸念が示されたことから、重要性の概念の明確化は行わないものの、契約キャッシュ・フローの特性は、その特性が表れるのが極めて稀な場合には金融資産の分類に影響を及ぼさないという適用指針を追加している。適用指針(案)においても同様としている(A16 項参照)。

A45. IASB は、IFRS 第9号の一般的な分類アプローチを、発生済の信用損失を反映して割引価格で取得された金融資産にも適用すべきであるというコメントに同意し、IASB 公開草案の提案を変更し、第15項の条件を満たす場合には、そのような資産は償却原価で測定することとされた。適用指針(案)においても同様の関連する例示を設けている((参考)B1 項の(例2)参照)。

#### **契約上リンクしているトランシェの取扱い (A18 項から A23 項)**

A46. 仕組投資ビークルは、様々なトランシェを発行し、様々なトランシェの保有者に対して発行者による支払の優先順位を決める「ウォーターフォール」構造を作り出す可能性がある。典型的なウォーターフォール構造では、契約上複数の金融商品を結び付けることにより、各トランシェへの支払の優先順位を決めることで、信用リスクの集中が生じることになる。

A47. IASB 公開草案では、他のトランシェに対して信用補完を提供するトランシェは、よ

り高い信用リスクに晒されているため、レバレッジがかかっていると結論付けた。すなわち、そうしたトランシェのキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払を表すものではないとし、最上位のトランシェのみがすべての状況において信用の保護を受けることになるため、当該トランシェのみが基本的な貸付金の特徴を有することを提案した。

A48. しかし、次のような理由から、ほぼすべてのコメントが、契約上リンクしている金融商品に対する投資に関する IASB 公開草案のアプローチに反対した。

- (1) 金融商品の経済的な特徴ではなく、形態や法的構造に重点が置かれている。
- (2) 原商品の特徴を考慮することなく、ウォーターフォール構造の存在に重点が置かれることになるため、ストラクチャリングの機会が生じる可能性がある。
- (3) 濫用防止という視点に左右されており、分類モデル全体に対する例外になってしまう。

A49. これらのコメントを受けて、IFRS 第 9 号では、実務上不可能な場合を除き、企業は金融資産の基になっているキャッシュ・フロー特性を評価し、そうした金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーを原商品プールと比較して評価するために、原商品プールまで遡らなければならないとされた。また、原商品プールまで遡ることが実務上不可能な場合には、企業は分類対象の金融資産を公正価値で測定するものとして分類しなければならないとされた。

A50. IFRS 第 9 号の取扱いを基礎として、適用指針（案）でも、典型的にはウォーターフォール構造により発行される契約上リンクしているトランシェに対して、同様の取扱いを含めている。

## **測 定（A27 項から A36 項）**

### **公表される市場価格のない株式への投資（A32 項から A35 項）**

A51. 公表される市場価格のない株式への投資に関して、次の点が IFRS 第 9 号のガイダンスに含まれている。

- (1) 取得原価が公正価値の適切な見積りとなり得る場合
- (2) 取得原価が公正価値の適切な見積りとならない可能性を示唆する事象
- (3) 被投資企業の業績及び事業について、入手可能となったすべての情報を利用する必要性

このため、適用指針（案）では、このガイダンスを基礎としている。

## 参 考（償却原価測定のカテゴリ要件に関する事例分析）

B1. 企業の事業モデルの目的が契約キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する場合の例を次に示す。これらの例は網羅的なものではない。

（例1）

（事例）

- 企業は契約キャッシュ・フローを回収する目的で投資を行うが、一定の状況において投資を売却することもある。

（この事例の分析）

- 企業は、とりわけ流動性の観点での金融資産の公正価値の情報、すなわち、資産売却の必要がある場合に実現する現金額の情報に考慮する可能性はあるものの、企業の目的は、金融資産を保有し、契約キャッシュ・フローを回収することである。売却がある程度行われても、そのような目的には矛盾しない。

（例2）

（事例）

- 企業の事業モデルは、貸付金のような金融資産のポートフォリオを購入することである。そのポートフォリオには、貸倒れの損失の生じた金融資産が含まれている場合もあれば、含まれていない場合もある。貸付金に対する支払が期日通りに行われない場合、企業は例えば債務者と郵便、電話又はその他の方法により連絡をとるなど、様々な手段により契約キャッシュ・フローの回収を試みる。
- 場合によっては、企業は、ポートフォリオの特定の金融資産に関する金利を変動金利から固定金利に変更する金利スワップを締結することもある。

（この事例の分析）

- 企業の事業モデルの目的は、金融資産を保有し、契約キャッシュ・フローを回収することである。企業は、ポートフォリオを売却して利益を得るために当該ポートフォリオを購入するのではない。
- 例えば、一部の金融資産は貸倒れの損失が生じていることで、企業が契約キャッシュ・フローのすべてを受領すると見込んでいないとしても、同じ分析があてはまる。
- さらに、企業がポートフォリオのキャッシュ・フローを修正するためにデリバティブを契約したとしても、それ自体によって企業の事業モデルが変更されることにはならない。ポートフォリオが公正価値ベースで管理されていない場合、事業モデルの目的は、契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有することとなる可能性がある。

(例3)

(事例)

- ある企業は、消費者向けに貸付金を実行し、その後に当該貸付金を証券化ビークルに売却するという目的の事業モデルを有している。証券化ビークルは投資家向けの商品を発行している。
- 当該企業は、当該証券化ビークルを支配しているため、連結している。
- 証券化ビークルは、貸付金から契約キャッシュ・フローを回収し、それを投資家に分配する。
- 証券化ビークルにおいて貸付金の消滅の認識は行われていないため、連結貸借対照表上、貸付金は、引き続き認識されると仮定する。

(この事例の分析)

- 当該連結グループは、契約キャッシュ・フローを回収するために貸付金を保有するという目的で、貸付金を実行した。
- しかし、当該企業は、証券化ビークルに貸付金を売却することにより貸付金ポートフォリオに係るキャッシュ・フローを実現させるという目的を有している。よって、個別財務諸表上、このポートフォリオは、契約キャッシュ・フローを回収するために管理されているとはみなされない。

B2. 契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる例を示す。これらの例は網羅的なものではない。

(例4)

(商品A)

- 商品Aは、一定の満期日を有する債券である。元本及び元本残高に対する利息の支払は、当該商品が発行された通貨のインフレ指数に連動している。インフレ連動にはレバレッジがかかっておらず、元本は保証されている。

(この商品に関する分析)

- この契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる。元本及び元本残高に対する利息が、レバレッジがかかっていないインフレ指数に連動して支払われることにより、貨幣の時間価値が現在の水準に更改されることになる。言い換えれば、商品に対する金利は、「実質」金利を反映している。したがって、利息の金額は元本残高に対する貨幣の時間価値の対価である。
- しかし、利息の支払が債務者の業績(例：債務者の純損益)や株価指数といったその他の変数に連動する場合、契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない。これは、当該利息の支払が、元本残高に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価とはならないからである。この場合、約定利

息の支払が市場金利と整合しておらず、また、変動性がある。

(例5)

(商品B)

- 商品Bは、一定の満期日を有する変動金利商品であり、借手が継続的に市場金利を選択することを認めている。例えば、金利更改日ごとに、借手は3か月の期間に対して3か月物LIBORを支払うか、1か月の期間に対して1か月物LIBORを支払うかを選択することができる。

(この商品に関する分析)

- この契約キャッシュ・フローは、金融商品の残存期間にわたり支払われる利息が金融商品に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価を反映したものである限り、元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる。金融商品の期間中にLIBOR金利が更改されること自体は問題にならない。
- しかし、借手が3か月に対して1か月物LIBORを支払うことができ、当該1か月物LIBORが各月で更改されない場合には、契約キャッシュ・フローは元本及び利息の支払ではない。
- 貸手の公表する1か月物変動金利と3か月物変動金利のいずれかを借手が選択できる場合にも、同じ分析があてはまる。
- しかし、契約金利が金融商品の残存期間を上回る期間に基づいている場合、その契約キャッシュ・フローは元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない。例えば、定期的に更改されるが常に5年満期を反映した変動金利を支払う期間5年のコンスタント・マチュリティー債は、元本及び元本残高に対する利息の支払となる契約キャッシュ・フローを生じない。これは、各期の支払利息が、契約開始時を除き、金融商品の期間とは切り離されているためである。

(例6)

(商品C)

- 商品Cは、一定の満期日を有する債券であり、変動型の市場金利を支払う。当該変動金利には上限が定められている。

(この商品に関する分析)

- (a)固定金利を有する金融商品、及び、(b)変動金利を有する金融商品、の両方を有する契約キャッシュ・フローは、金融商品の期間にわたり支払われる利息が貨幣の時間価値及び金融商品に付随する信用リスクへの対価を反映する限り、元本及び元本残高に対する利息の支払である。
- したがって、(a)と(b)の組み合わせとなる金融商品(例：上限金利のある債券)は、元本及び元本残高に対する利息の支払であるキャッシュ・フローを有する可能

性がある。そうした特徴は、変動金利に上限を設けることでキャッシュ・フローの変動性を減少させるかもしれないし（例：金利キャップ又はフロア）、固定金利が変動金利になることによってキャッシュ・フローの変動性を増加させるかもしれない。

（例 7）

（商品 D）

- 商品 D は、フルリコースローンであり、担保で保全されている。

（この商品に関する分析）

- フルリコースローンが担保で保全されていること自体は、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるかどうかに関する分析に影響しない。

B3. 元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない契約キャッシュ・フローを説明した例を次に示す。これらの例は網羅的なものではない。

（例 8）

（商品 E）

- 商品 E は、発行者の株式に転換可能な債券である。

（この商品に関する分析）

- 保有者は転換可能な商品全体を分析することになる。金利が貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価のみを反映していないため、契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払ではない。リターンも発行者の資本の価値に連動している。

（例 9）

（商品 F）

- 商品 F は、インバース・フローター・ローン（すなわち、金利が市場金利と逆の関係にあるローン）である。

（この商品に関する分析）

- 契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない。
- 利息の金額は、元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではない。

（例 10）

（商品 G）

- 商品 G は、期限のない金融商品であるが、発行者はいかなる時点でも当該金融商品を償還し、保有者に額面金額と未払利息の合計を支払うことができる。
- 商品 G は市場金利を支払うが、それ以降、発行者の支払能力が維持されなければ

利息が支払われることはない。

- 利息の繰延べにより、追加の利息は生じない。

(この商品に関する分析)

- 契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払ではない。これは、発行者は利息の支払を繰り延べることが必要な場合があり、こうして繰り延べられた利息の金額に対して追加の利息は生じないためである。結果として、利息の金額は、元本残高に対する貨幣の時間価値の対価ではない。
- 仮に繰り延べられた金額に対して利息が生じるとした場合、契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払となる可能性がある。
- 商品 G が無期限であること自体は、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払でないということを意味しない。無期限の金融商品は、継続的な(複数の)延長オプションを有しているとも言える。利息の支払が強制され、永久に続くのであれば、このようなオプションが、元本及び元本残高に対する利息の支払となる契約キャッシュ・フローを生じさせる可能性がある。
- また、償還が元本残高及び当該残高に対する利息の支払を実質的に反映していない金額で行われる場合を除き、商品 G が償還可能であることは、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払でないことを意味しない。たとえ、償還金額に早期償還となったことに関する所有者への補償金額が含まれているとしても、契約キャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払となる可能性がある。

## 付 録（我が国の現行基準、IFRS 第 9 号及び FASB の提案モデルの比較）

次の図表では、金融資産の取扱いに関して、我が国の現行基準、IFRS 第 9 号及び FASB 公開草案の提案を項目別に比較した。

項 目	我が国の現行基準	IFRS 第 9 号	FASB 公開草案
分 類	有価証券を 3 分類（子会社株式及び関連会社株式を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 売買目的有価証券</li> <li>• 満期保有目的の債券</li> <li>• その他有価証券（法的形態から、債権を別に定めている。）</li> </ul>	原則 2 分類 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公正価値（評価差額は純損益）</li> <li>• 償却原価 ... 一定の要件を満たす債券型の金融商品</li> </ul> 例外 <ul style="list-style-type: none"> <li>• OCI オプション（公正価値で測定し、評価差額は OCI）... 一定の資本性金融商品に対する選択肢</li> </ul>	原則 2 分類 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公正価値（評価差額は純損益）... すべての資本性金融商品など</li> <li>• 公正価値（評価差額は OCI）... 一定の要件を満たす債券型の金融商品について選択可</li> </ul> 例外 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期債権の償却原価測定など</li> </ul>
分類の基本的な考え方	金融資産の保有目的と属性	事業モデルとキャッシュ・フローの特性	事業戦略とキャッシュ・フローの特性
減損の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 満期保有目的の債券</li> <li>• その他有価証券</li> <li>• 債権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 償却原価の金融資産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公正価値（評価差額は OCI）の金融資産</li> <li>• 償却原価測定される短期債権など</li> </ul>
リサイクリング	OCI の評価差額をリサイクリングする（その他有価証券の場合）。	OCI の評価差額はリサイクリングしない（OCI オプションの場合）。	OCI の評価差額をリサイクリングする（公正価値（評価差額は OCI）の場合）。
公正価値オプション	取扱いなし	会計上のミスマッチの除去又は大幅な削減を要件として指定可	FASB 公開草案対象の商品に適用なし
分類変更	一定の場合（正当な理由	事業モデルの変更に伴	分類変更は禁止

項 目	我が国の現行基準	IFRS 第 9 号	FASB 公開草案
	がある場合に限定)に分類変更	い分類変更	
公表市場 価格のない株式の 測定	取得原価(公正価値の把握が極めて困難な場合)	公正価値(取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合あり)	公正価値
複合金融 商品(資産)	一定の場合に区分して 処理	主契約が金融資産の場合、一体として分類(商品全体に分類アプローチを適用)	主契約が金融資産の場合、一体として分類(分類にあたり現行の区分要件を考慮)
外貨建債券の為替 換算差額の取扱い	その他有価証券に分類される場合、換算差額を OCI とするが、外国通貨による公正価値変動に係る換算差額を除いて純損益とすることも可。	公正価値で測定(評価差額は純損益)される場合、償却原価で測定される場合のいずれも、純損益とされる。	公正価値の評価差額が純損益とされる場合は純損益とされ、評価差額が OCI とされる場合には OCI とされる。